

平成 29 年

# 富岡町議会会議録

第 4 回臨時会

5 月 9 日開会・閉会

富岡町議会

## 平成29年第4回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 5月9日（火曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	2
○出席議員 .....	2
○欠席議員 .....	2
○欠員議員 .....	2
○説明のため出席した者 .....	2
○事務局職員出席者 .....	3
開    会（午前10時00分） .....	4
○開会の宣告 .....	4
○開議の宣告 .....	4
○議事日程の報告 .....	4
○会議録署名議員の指名 .....	4
○会期の決定 .....	4
○町長挨拶 .....	4
○議案の一括上程 .....	5
○提案理由の説明 .....	5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	6
○閉会の宣告 .....	29
閉    会（午前11時46分） .....	29

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

## 平成29年第4回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

平成29年5月9日(火) 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 専決処分の報告について

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

議案第49号 専決処分の報告及びその承認について

議案第50号 専決処分の報告及びその承認について

議案第51号 専決処分の報告及びその承認について

議案第52号 損害賠償額の決定及び和解について

議案第53号 不動産の取得について

議案第54号 工事請負契約について

議案第55号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第1号)

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 専決処分の報告について

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

議案第49号 専決処分の報告及びその承認について

- 議案第50号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第51号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第52号 損害賠償額の決定及び和解について  
議案第53号 不動産の取得について  
議案第54号 工事請負契約について  
議案第55号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（13名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君
14番	塚野芳美君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君

健康福祉課長	植	杉	昭	弘	君
住民課長	齊	藤	一	宏	君
参事兼 生活環境課長	渡	辺	弘	道	君
産業振興課長	猪	狩		力	君
復興推進課長	黒	沢	真	也	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
参事兼 教育総務課長	石	井	和	弘	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
参事兼 郡山支所長	菅	野	利	行	君
いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
総務課長補佐	遠	藤	博	生	君

---

○事務局職員出席者

議事 会事務局局長	志	賀	智	秀
議席 会事務局係局長	大	和	田	豊
議席 会事務局係主任	藤	田	志	穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回富岡町議会臨時会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 渡 辺 高 一 君

4番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○町長挨拶

○議長(塚野芳美君) ここで、町長より臨時会招集理由の説明を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 議員の皆様、おはようございます。大変お忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平成29年第4回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由

を申し上げます。

本臨時会は、税条例等について専決処分を行いましたので、報告及び承認を求める案件が3件、損害賠償額の決定及び和解について1件、不動産の取得について1件、工事請負契約について1件及び一般会計補正予算案件について議会の議決を求めるものであります。

また、あわせて工事請負契約の変更による専決処分の報告について計7件をご報告するものであり、報告案件7件、議案7件を上程いたすものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますよう、お願いいたします。

---

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 本臨時会に係る専決処分の報告及び議案第49号から議案第55号の提案理由を申し上げます。

まず初めに、専決処分の報告につきましては、町議会の議決を受けた工事請負契約に係る工事請負契約の変更7件を地方自治法第180条第2項の規定によりご報告するものです。

次に、上程議案につきましては、3月31日付で富岡町税条例の一部を改正する条例、富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例及び富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の計3件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、議案第49号から議案第51号について報告及び承認を求めるものであります。

次に、議案第52号につきましては、平成28年12月12日に町道清水赤木線を通行中の車両に損傷を与えた事故について、相手方との和解の準備が整いましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、損害賠償額の決定及び和解について議決を求めるものであります。

続いて、議案第53号につきましては、富岡町防災集団移転促進事業に伴う用地取得の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、不動産の取得について議決を求めるものであります。



続いて、議案第54号につきましては、富岡第一中学校施設復旧工事の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約について議決を求めるものであります。

最後に、議案第55号につきましては、補正予算案件として一般会計において、訪問型夜間見守りパトロールに係る委託料の増額補正及びそれに伴う歳入補正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第7号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） おはようございます。それでは、報告第7号 専決処分の報告についての内容をご説明します。

今回の専決処分は、平成28年7月22日に工事請負契約のご同意をいただき、工事を進めておりました富岡町文化交流センター災害復旧工事におきまして、工事の内容の一部変更並びに内容の変更に伴う工事請負代金額の変更が生じたことから、町長の専決処分の指定について第4項の規定に基づき行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

本工事は、東日本大震災及び原子力発電所事故により、長期にわたり施設の使用ができなかった富岡町文化交流センターの復旧工事を行ったものであり、今回変更する主な内容としては工事着手後、新たに大ホールの天井下地及びボードの激しい劣化が確認され、将来的に天井部位落下が懸念されるため、下地、ボードの復旧工事とあわせて大会議室などの壁の石膏ボード塗装を追加実施したものでございます。

そのほか工事の精査によりまして、当初請負金額8億9,532万円を481万3,560円増額し、9億13万3,560円に変更するものでございます。増額率0.54%かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおり報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第8号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についての内容をご説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第6号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成28年7月4日開会の第7回臨時議会において、工事請負契約の締結について議決をいただき、工事に着手しました富岡町複合商業施設改修工事（その2）についてであります。

当該工事は、今回の専決処分までに1回の工事請負契約の締結について議決をいただき、本年3月24日に完成したものであります。専決処分につきましては、平成28年第12回臨時議会で10月25日に工事請負変更契約の締結をいただきました後、さらに工事内容の一部に変更が生じたことから、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものであります。

今回の専決処分に係る変更の主な内容といたしましては、電気工事の変更として食品スーパー側の風除室の入り口自動ドアの開閉用装置、モーターの取りかえ及び配線延長により変更となったものであり、専決処分の工事請負金額としましては235万1,160円の増額であり、専決前の工事請負金額13億7,284万2,000円を13億7,519万3,160円に変更したものであります。今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更額が増額率として約0.17%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第8号の専決処分についてご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第9号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、報告第9号 専決処分の報告についての内容をご説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第7号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成28年12月22日開会の第15回臨時議会において、工事請負契約の締結について議決をいただき工事に着手し、本年3月24日に完成しました富岡町複合商業施設改修工事（その10）についてであります。

専決処分につきましては、工事内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分の事項についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものであります。

工事の一部変更の主な内容といたしましては、従業員出入り口ひさし取り付け費の追加及び車椅子用スロープからの転落防止施設が必要となったことにより変更が生じたものであり、専決処分の工事請負金額としましては465万1,560円の増額であり、当初請負代金2億7,000万円を2億7,465万1,560円に変更したものであります。今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更額が増額率として約1.7%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第9号の専決処分についてご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第10号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についての内容をご説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第8号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成28年第5回臨時議会において同年5月24日に当初工事請負契約の締結を議決いただき、工事に着手しましたJR富岡駅前交通広場整備工事に係るものであります。当該工事につきましては、今回の専決処分までに2回の工事請負変更契約の締結を議決いただき、本年3月15日に完成したところであります。

専決処分につきましては、第2回工事請負変更契約の後に、さらに工事内容の一部に変更が生じた

ため、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

今回の専決処分に係る工事内容の一部変更の主な内容につきましては、本工事箇所隣接いたしますJR用地の一部買い入れにおいて、当地を管理しておりますJR水戸支社と349.27平方メートルの土地の売買協議が調ったことにより、本買い入れ用地の一部を含め歩道部をイベント広場として活用するため、インターロッキング舗装工を約170平方メートル追加整備したものであります。

専決処分の工事請負金額としましては、341万3,880円の増額であり、専決前の工事請負代金2億1,295万80円を2億1,636万3,960円に変更したものであります。今回の専決処分につきましては、工事請負代金の増減率として約1.6%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第10号の専決処分についてご報告させていただきます。ご指導よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第11号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、報告第11号 専決処分の報告についての内容をご説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第9号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成28年第7回臨時議会において同年7月4日に工事請負契約の締結を議決いただき、工事に着手しました曲田都市計画街路4号線JR跨線橋上部鋼橋製作工事に係るものであります。当該工事につきましては、本年3月31日に完成したところであります。

今回の専決処分につきましては、工事の内容の一部に変更が生じたため、町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分に係る工事内容の一部変更の主な内容につきましては、本上部鋼製橋を受ける橋台、橋脚工事において基礎ぐいの延長等の変更に伴い、工期を延長することとなったことにより、本製作品の

現地保管場所の確保が困難となったため、工場地から現地までの製作製品の運搬費を減としたものであり、専決処分工事請負金額としましては283万6,080円の減額であり、専決前の工事請負代金2億223万7,560円を1億9,940万1,480円に変更したものであります。今回の専決処分につきましては、工事請負代金の変更額が減額率として約1.4%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、報告第11号の専決処分についてご報告させていただきます。なお、製作製品については現在本年度予算において、本工事の請負業者の工場で保管を行っているところであります。現地搬入時期については、仮設時に関し協定を締結しておりますJ R水戸支社と調整し、適切に対応してまいりたいと考えております。ご指導よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第12号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、報告第12号 専決処分の報告について内容をご説明いたします。

今回の専決第10号は、平成28年10月25日、町議会において議決をいただきました富岡町複合福祉センター復旧工事【地震経年劣化】に係る工事請負契約についての一部変更が生じたことから、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第4項の規定に基づき専決処分をしたもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

本工事は、富岡町総合福祉センター復旧工事の中で地震による被災を受けたものについて、震災復興特別交付税で措置されるとともに、老朽化した設備等を町単独費で更新を行ったものであります。

主な変更内容としましては、建築主体工事におきまして外壁の塗装がえのために既存外壁塗装剤を剥がしたところ、当初設計で確認できなかった亀裂の数量がふえており、下地処理を適切なモルタル樹脂注入工法により処理を行う必要があったために増額となったものです。

電気設備につきましては、当初設計においては機能回復室や会議室等の什器配置計画がなく、配線の数量は計上されていませんでしたが、人員配置等の決定に伴い配線の数量が確定したことにより増額となったものです。

機械設備につきましては、工事の進捗に伴い屋内排水設備に漏水箇所が確認され、これを修繕することにより増額となったもので、当初請負金額8,677万8,000円に対し、418万680円を増額し、9,095万8,680円に変更するものでございます。増額率4.8%かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

以上が専決処分の内容となります。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第13号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） それでは、報告第13号 専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

今回の専決処分は、本年1月26日に工事請負契約のご同意をいただき、工事を進めておりました富岡町多目的広場改修工事において工事内容の一部変更並びに内容の変更に伴う工事請負代金の変更が生じたことから、町長の専決処分の指定について第4項の規定に基づき行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

本工事は、東日本大震災及び原子力発電所事故による放射性物質の汚染により被害を受けた富岡町多目的広場の復旧を行ったものであり、今回変更する主な内容といたしましては国直轄の除染工事において、より放射線量の低減を図るため人工芝下地の基礎を5センチメートル置きかえる工事を実施したことにより、当初予定していた不陸整正工による切り土及び運搬、不要材撤去が不要になったことなどによる減額であります。これらの工事の精査によりまして、工事請負代金を141万5,880円減じ、1億2,516万120円とするものでございます。減額率にして1%かつ500万円以下の減額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第49号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、議案第49号 富岡町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成29年度地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成29年3月31日付において専決処分させていただきましたので、同法同条第3項の規定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容は、我が国経済成長力の底上げのための仕組みを構築する観点から、個人所得課税の改革や環境への負荷の少ない自動車を対象としたエコカー減税などの見直し、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、またこれまで災害ごとに特別立法で手当てしてきました対応を常に対応できる税制基盤の整備など、税制上の措置がとられることにより、町税条例の一部を改正したものです。

それでは、富岡町税条例の一部を改正する新旧対照表によりご説明申し上げます。議案第49号別紙資料、本則による改正の新旧対照表1ページをごらんください。

まず、第1節町民税の第32条につきましては、法律改正にあわせまして控除対象者配偶者を名称を変更する規定の整備を行ったものでございます。

次に、第33条第4項から3ページ上段の第34条の9までは、上場株式などに係る配当所得や譲渡所得などについて提出された申告書に基づき課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

次に、3ページ中段、第48条から5ページの第50条及び6ページの第50条第4項までは、法人町民税、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行ったものでございます。

次に、7ページの第2節固定資産税のページをごらんください。第61条第8項につきましては、災害などにより滅失した固定資産の代替に係る課税標準の特例を、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化することを規定したものでございます。

次に、中段の第61条の2については、保育の受け皿整備のため、児童福祉法に規定する事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業に係る施設などの固定資産税の特例措置を新たに規定したものでございます。

次に、下段の第63条2については、居住用超高層建築物に係る固定資産税に関し、建物全体の税額

は変えずに高層階ほど高く、低層階ほど低くなるよう税額の案分方法について見直しを規定したものでございます。

次に、8ページの第63条の3及び9ページから10ページにかけての第74条の2については、被災住宅用地に係る特例措置について被災市街地復興推進地域に定められた被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年分から4年分に適用することを常設化した規定を整備したものでございます。

次に、10ページ下段の附則第5条は、控除対象配偶者の名称を変更を規定したものでございます。

次に、11ページ上段の附則第8条につきましては、肉牛用の課税特例を3年間延長するものでございます。

次に、11ページ中段、附則第10条及び12ページにかけての附則第10条の2については、法律改正にあわせて条項の整備と第6条の2で規定しました特例措置を附則においても規定するものでございます。

次に、12ページ中段の附則第10条の3第2項から15ページと同条第11項までは、耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする申告書につきまして規定したものでございます。

次に、16ページをごらんください。附則第16条第3項から17ページ上段の同条第7項までについては、環境への負荷が少ない軽自動車税の燃費基準の見直しと税率軽減措置を平成31年度分まで2年間延長する規定を整備したものでございます。

次に、17ページ中段の附則第16条の2及び同条第2項から第4項については、減税対象となった軽自動車税について偽装や不正などにより認定が取り消され、不足額が生じた場合の特例を規定したものでございます。

次に、18ページ、附則第16条の3第2項については、上場株式などに係る配当所得などにつきまして提出された申告書に基づき課税方式を決定できることを附則においても規定するものでございます。

次に、18ページ下段の附則第17条の2及び19ページと同条第2項は、優良住宅の造成などのために土地などを譲渡した場合の初期譲渡所得に係る課税の特例を平成32年度までの3年間延長する規定を整備したものでございます。

次に、19ページ下段の附則第20条の2第4項については、特例適用配当などの所得について提出された申告書に基づき課税方式を決定することを規定したものでございます。

次に、20ページの附則第20条の3第4項及び21ページ、同条第6項については、租税条約に基づく条約適用配当などの所得について、租税条約の相互協議に関する国税の取り扱いに準じまして所要の措置を講ずるものでございます。

続きまして、22ページの附則第5条による改正の新旧対照表をごらんください。ここでは、先ほどご説明いたしました本則の附則第16条におきまして、軽自動車税の燃費基準の見直しと税率軽減措置



延長の改正に伴う所要の規定を整備したものでございます。

次に、24ページの附則第6条による改正の新旧対照表をごらんください。ここでも本則、附則第16条において、軽自動車税の燃費基準の見直しと税率軽減措置延長の改正に伴う所要の規定を整備したものでございます。

以上が改正の内容となっております。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、議案第50号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、減収補填制度を規定している省令が改正され、平成29年3月31日に公布、平成29年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い本条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成29年3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、27ページの議案第50号別紙資料、富岡町税特別措置条例新旧対照表をお開きください。本条例中第4条原子力発電施設等立地地域における不均一課税に伴う措置が適用する期間につきまして、平成29年3月31日から平成31年3月31日に改正するものでございます。

また、28ページ第5条中、企業立地促進法に規定された集積区域における課税免除について、同意

の期間につきまして平成29年3月31日から平成30年3月31日に改正するものでございます。なお、附則といたしまして平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上が改正の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、議案第51号 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、議案第50号と同様に減収補填制度を規定している省令が改正され、平成29年3月31日に公布、平成29年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い本条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成29年3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、29ページの議案第51号別紙資料、富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例新旧対照表をお開きください。本条例中第2条課税免除につきまして、復興産業集積区域の認定期間を平成29年3月31日（福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成33年3月31日）から平成33年3月31日に改正するものでございます。なお、附則としまして平成29年4月1日から施行することとなっております。

以上が改正の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 損害賠償額の決定及び和解についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第52号 損害賠償額の決定及び和解についてご説明申し上げます。

本件は、株式会社アトックスの社員が平成28年12月12日、会社がレンタル契約している車両により富岡工業団地にある社屋に帰るため、町道清水赤木線を清水方面から赤木方面へ走行途中、固定ボルトの劣化により未固定となっていた横断側溝グレーチングのはね上げを受け、車両の下部面及び車両内部のコンソールボックスを損傷したものであります。

本件事故原因の状況の結果は、町道の管理に瑕疵があると判断されたことにより、損害賠償額として54万540円を支払うことで和解をいたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今の説明で町側に瑕疵があったということ認められたということなのですが、やはりこういったことは一つの勉強というか、今後こういうことが二度と起こらないよう

な対策、工事中だとかあらかじめ工事箇所の手前にいろんな看板を立てるとか、いろいろ対策が必要だと思えるのですが、今後町ではまだ復旧、復興も道半ばなので、いろんなところ工事箇所が出ると思うのです。今後の対策として町はどのようなことを考えていますか。

また、こういうことがあれば全額払えばいいのだけではなくて、町側もやるべきことはちゃんとやったのだよというようなことを主張できるようなやり方をすべきだと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

工事中とか、損傷箇所、こういうところがあれば看板等に見えるような大きなものにしまして注意喚起を図ってまいりたいと考えます。

それから、次に支払いの全額ということですが、これにつきましても町は瑕疵にならないようになるべく注意喚起ないし方法等を行いながら、対応してまいりたいと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） これ前も説明受けました。全く今まで郡山に行っていたものですから管理不足というよりは、なかなか目が届かなかったというところで、しょうがない案件なのかなと私は思っています。ただ、今度は富岡町に戻ってきましたので、やっぱりそれを防ぐには緻密な細かくパトロール車を回すしかないのかなと思うのです。従来のおりの巡回だと2日に1回とか3日に1回になっているのかなと思うのです。そういう状況だと地震でまだまだかなりふぐあいの場所があるかと思うのです。

あと、地震のほかにきのうだかおととい道路で言えば文化センター学びの森のそっちの道路真つぐ行った交差点の手前に歩道にかなり砂利が出してあったのです。多分あれは、除染で田んぼに入れた砂か何かで地主が耕うんをした際に玉石とか砂利が出てきて、その砂利を歩道に出しておいたのかなと思うのです。かなり一面に広がって置いてありました。私けさも確認してきたのですが、けさは取り除いたような形跡になってはいますが、まだ縁石には石だまりが見えました。やっぱりああいうものを早急に発見するには、地域の人たちが言ってやれば一番いいのしょうけれども、パトロール車を細かく回して管理していないと、そういう状況が起きますし、またパトロールすることによって道路のふぐあいもかなり見つける可能性ありますので、細かく回していただけるようお願いしたいのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） では、お答えいたします。

パトロールの件につきましては、今1週間に1回程度行っていますけれども、休みの前にはもう一

度回るといような形で休みを挟んだような形でも対応して考えていきたいと思ひます。

それから、石の件でござひますが、これは先日私らも連絡を受けまして王塚の集会所側は復旧課の職員が撤去いたしました。その石を置いた方にも電話連絡は受けまして、飛散させないような形でお願ひしたいということもありまして、それはけさ方置いた方が回収していると伺っております。これにつきましては、環境省の除染の絡みで田んぼから出た石を道路に置いたという状況もありまして、環境省ではきょう本人と立ち会ってお話をすると伺っております。こういうことでもありますので、パトロールは念入りに行ってまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。

実際今の問題に関しては、町の責任ではないのです。だからといって投げておくわけにはいかないのです。根本的には、この原発事故に絡む事故、状況なのかなと思ひますので、これは役場の全課を挙げて協力してやらないと、発端はやっぱり除染が発端になっていますので、その辺は十分気をつけてやらないと、地権者もそれなりの苦勞があつてもうどうしようもなくやっている状況が生まれているかと思ひますので、全課を挙げてその辺を町民のために協力してやっていただければありがたいと思ひます。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかござひますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今全課を挙げてパトロールをするという話があつたわけですがけれども、職員全員で回つても結構大変な面積になるわけですがけれども、震災前は町内の業者と連携をとつて何かあつると、その当時の担当課にこんなところでこんなことがあるよというような報告をしていたかと思ひますけれども、そういう形をある程度復活させまして、業者の方も町内いろいろ歩いていますから、そういうところで報告を受けて対処をするという形を復活させることも必要なかなと思ひますけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、お答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、私どもも建設会社の協力を受けまして何か気になる点がございましたらば、それを連絡してもらえような方向でお願ひしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかござひますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 損害賠償額の決定及び和解についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第53号 不動産の取得について内容をご説明申し上げます。

今回の不動産の取得につきましては、平成27年11月5日付で国土交通大臣より同意を受け、復興交付金事業により進めております防災集団移転事業に係る移転元地の買い取りを行うための不動産の取得であります。

議案第53号別紙資料をごらんください。本資料右上の図は、防災集団移転事業において買い取りの対象となる移転促進区域の範囲を全て青く着色したものであり、赤色で囲った範囲が左側の詳細図になっております。

今回取得する土地は、この詳細図の中で黄色に着色した土地であります。各筆ごとの土地の地目、面積につきましては本別紙資料右下のとおりであり、総面積で1万6,557平方メートルであります。土地取得単価としましては、当該防災集団移転事業及び当該地で行われている各種県事業に係る買収単価について統一されているところであり、その基準は不動産鑑定に基づき町の固定資産税の課税地目ごとに田として課税されていたものは1平方メートル当たり1,800円、畑として課税されていたものは1平方メートル当たり1,500円となっております。これにより今回取得する土地の契約金額は、各筆ごとに相当する単価を地積に乘じ算出したものであり、総額として2,889万8,400円となっております。

契約者は、土地の所有者である富岡町大字小浜字反町33番地、坂本直人氏であります。なお、今回取得します移転促進区域内の土地につきましては、町復興事業での活用を初め、国、県の災害復旧事業、復興事業等に事業期間内においては無償貸与、また事業完了後には無償譲渡できるものとなっております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） それでは、議案第54号 工事請負契約について、その内容をご説明申し上げます。

今回の工事請負契約は、平成30年4月の学校再開を目指し、復興拠点及び低線量地区である曲田地内に立地する富岡第一中学校を教育拠点として先行整備するものでございます。

富岡第一中学校は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震により校舎及び体育館に被災を受けており、昨年10月31日から11月1日にかけて文部科学省の災害査定を受検したところであります。財源につきましては、公立学校施設災害復旧事業及び再生加速化交付金事業補助金を財源とするものでございます。

それでは、議案第54号別紙資料1をごらんください。工事の名称でございますが、富岡第一中学校施設復旧工事、工期につきましては着工、議会の議決を得た日から3日を経過する日、完成が平成29年12月25日でございます。工事請負額3億5,078万4,000円、契約の相手、福島県双葉郡富岡町大字上手岡字下千里220、桂建設株式会社、代表取締役社長、渡邊正義であります。

次に、議案第54号別紙資料2をごらんください。当該工事につきましては、災害復旧事業に加えまして児童生徒の安全対策のため、外壁改修やエアコン設置など再生加速化交付金事業としてあわせま

した一括工事としてございます。主な工事の概要といたしましては、赤色で着色している部分が災害復旧事業、青色で着色している部分が再生加速化交付金事業となります。

工事の主な内容といたしましては、校舎は建物接合金物取りかえ、一部フローリングの張りかえ、漏水による内装材の腐食部分の全改修、受水槽の交換などになります。体育館につきましては、外部サッシの取りかえ、天井材のずれや床モルタルのクラック修理などになります。空調設備整備として、熱源を石油ストーブからエアコンに変更、それに伴いキュービクルの増設を行います。なお、エアコンにつきましては準備室などの一部を除きまして全教室に設置をすることとしてございます。外壁改修としましては、クラックの補修とあわせて全面を塗装を行うものでございます。老朽化改修といたしましては、カーペット交換、屋上防水モルタルの修理などになります。

工程については、完了時期を平成29年12月25日とし、工期内完了に努めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いよいよ来年4月開校の準備が始まるのかなと思うのですが、この学校については地震とか経年化の補修だけではなくて、一番は線量の低下も含むのかなと思うのです。線量の低下もある程度含んで工事内容を考えたのか、その辺をお聞かせください。

現在の線量がどれだけあって、この辺を今回の改修内容でこのくらい低減させたいとか、すればいいとかという考え方が中に入っているかどうかをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） お答えをいたします。

校舎内の線量につきましては、最小で0.09マイクロシーベルト、最大で0.20マイクロシーベルトということで、平均的には0.12マイクロシーベルトということでございます。

なお、今回の工事につきましては線量のさらなる低下を目指しまして、床の改修、壁の改修等も行う予定でございますが、除染等特に行うというような工事の内容にはなってございません。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。

やっぱり自信を持って連れてくるからには、本来であれば震災前の数字0.04前後ぐらいですか、そのくらいの数字に私はすべきなのかなと思うのですが、それにならないにしても工事をやることによって下げる努力はしなくてはならないと思うのです。例えばこの体育館の床なんかは、モルタルクラックの修理2回、修理だけになっていますが、この辺の修理をしてその上に何かを保護するようなものを塗って、まだ震災前の数字に近づいていくのであれば、少々お金はかかってもやっぱりやるべきなのかなと。外部のクラック修理なんかは、クラック修理した後で当然吹つけか何かするようになっ



ていますので、そういう部分ではかなり低減はしていくのかなと思うのですが、やっぱりとことんやってもう震災前の数字だよと、皆さん戻ってきてくださいよと言わないと、なかなか線量問題にされてしまいますので、その辺をもうとことんこだわって私は努力していただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） お答えを申し上げます。

今回の工事にあわせまして、線量につきましては十分注意をしていきたいと思っております。今議員おっしゃるとおり、工事の中で高いというようなところが発見されましたら、軽減する措置を十分にとって安全、安心を確保していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

なかなか財政厳しい中で予算捻出するにも大変なのかなと思うのですが、町長、その辺は大丈夫ですよ。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては町の自主財源を充てても、やはりそこをきちっとやっていかないと子供たちに帰ってきていただけないと思いますから、最大限の努力をしてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 避難指示も解除されて学校も受け皿というか整備されると、そういった中でまだ確定ではないでしょうけれども、ぜひ富岡に戻って中学校に通いたいというような子供が現在数名でもいるのでしょうか。その辺のアンケートはどうなっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

本年度学校を整備しまして、30年4月の再開を目指しているところでございます。全国に避難している子供たちにつきましては、今月意向調査をとる予定でございます。6月末までにその取りまとめをしたいと考えております。一人でも多くの子供さんが富岡町に帰ってこれるような施設整備とあわせまして、魅力ある学校になるべくいろんなことを検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数。（賛成12名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第55号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、避難指示が解除され帰町した町民から、夜間の防犯体制への不安の声が寄せられていることから、従来の循環パトロールに加え、夜間の訪問パトロールを実施し、これまで以上に細やかな見守り業務を行うための経費を増額するもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ199億8,889万7,000円とするものであります。

初めに、歳入の内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第13款国庫支出金、第3項国庫委託金については、訪問型夜間見守り事業の事業承認により福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金4,500万円を増額するものであります。

次に、歳出の内容について申し上げます。4ページをお開き願います。第9款第1項消防費につきましては、夜間訪問型の見守りパトロールにかかる委託費4,500万円の増額をいたすものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行っておりますが、今回は項目が少ないことから歳入歳出一括で質疑を賜ります。質疑ございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 今回4,500万円ということで、夜間訪問パトロールされるということなのですが、具体的にどういった形でやるのか、業者に委託するのか、もしくは町が雇い入れてやるような

形になるのか、その辺詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） それでは、お答え申し上げます。

今回の追加の防犯強化ということで、警備会社に委託する考えでおります。そして、一班2名体制で、時間的には実施時間は夕方の4時から朝の8時までということで考えております。

なお、パトロールの内容につきましては、居住する住民宅、その周辺ということで集中的にパトロールという形で実施していきたいと思います。

なお、実施時期につきましては、早期に対応してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。

警備会社に委託ということで、名称が訪問パトロールということは訪問されるということなのか、玄関の中に入るとか玄関をあけてもらうとか、そういう形でやるのか、その辺をひとつ伺います。

あと、消防でも夜間は警備会社にパトロールしてもらっているということですがけれども、それはそのまま引き続きやられるのか、その辺もお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 1点目の質問にお答えします。

初めに、1点目につきましては訪問型という形になっていますけれども、時間帯、夜間までの訪問という形は考えてございません。4時ぐらいから夕方明るいうち、声かけというか外周りにいた場合とか、それからあと必要によっては防犯上のチラシとか、それをお願いして各家庭に配布していただくとか、そういうことで考えております。

2点目につきまして、消防団での日中のパトロールにつきましては、同じく引き続き帰還困難区域及び解除した区域をパトロールしていただきます。なお、つけ加えますと今回の訪問型のパトロール、あくまでも解除した区域ということで考えております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 済みません、今までどおり夜間のパトロールにつきましては、警備会社が引き続き実施していきます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、ですから今までの警備会社に頼んでいた夜間分と、今回ですから16時から翌日の8時まで、要は夜間ですよ、おおよそ。それは、ダブるのですか、それともこっちの部

分で、ですからその辺もっと丁寧にお話してください。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 申しわけありません。

では、体制についてパトロールについては、消防団によるパトロールにつきましては日中ということで8時から16時を実施しております。また、夜間の警備会社のパトロールについては16時から8時ということで、今まで実施しているパトロールについては24時間、365日体制でパトロールしています。それに加えて今回につきましては、訪問型パトロールということで、それと今の説明した以外に16時から朝方の8時ということで、プラス防犯パトロールの強化という形で実施していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） わかりました。

パトロールの夜間は、そのままやられるということなのですが、今回は避難指示解除された地域のみのパトロールということなので、業者が同じなのかどうか分からないのですけれども、その辺ちょっとお互いによく打ち合わせしてダブったりしないような形で、せっかく増員されるわけですから、その辺しっかり打ち合わせしていただいて、隅々までできるような形でやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ありがとうございます。

今消防団のパトロール、あと夜間の警備会社、これから委託という形になりますけれども、それぞれ情報を共有してパトロールを実施していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 4,500万円という予算なのですけれども、これ365日のパトロールということですが、金額の内訳を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申します。

先ほど申し上げたとおり、今実施時間については16時から翌日の8時ということで、パトロール車のリース代等々含めて概算でございますけれども、4,200万円という形で計上させていただいています。

なお、詳細につきましてはこれから詳細の仕様のなものを積算しまして、これから委託、発注という形になると思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 単純に4,500万円、1日12万円、16時から翌朝8時までということで、2名で車1台となればちょっと高いのかなという感じしたものですから、その辺は査定をよろしくチェックしてもらいたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ありがとうございます。

詳細につきましては、しっかりと精査して発注していきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 先ほど居住する住民宅及び周辺ということで話があったわけですがけれども、実際に富岡に住所を届け出て住んでいる方と、まだ届けることをちょっと迷っているいろんな事情があるかと思うのですけれども、その辺のところに関しましてはどういう形で居住する住民を捉えていくのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

一応住民課では、居住届ということで届け出を町民に促しておりますけれども、そういう情報はしっかり町で、所管と連携した形で情報をいただいております。それを地図に落としという形で現在進めております。

また、警備会社の方が夜間パトロールしておりますので、そのパトロールしたときに明かりがつかいいますので、そこの方も地図帳に落としながら情報を共有していきたいなと今検討しております。ただ、居住している人が住民票がなくても居住されている方もいらっしゃると思いますので、それを夜間、夕方、明かりがつかっているとか、居住とか総合的に居住している状況を把握しながら、パトロールしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 夜間のパトロールということで4,500万円、これは町民の不安を払拭するためには非常にいい事業なのかなと思うのです。ただ、今いろいろ説明聞いていると4,500万円という数字上がってきているにもかかわらず、まだ中身が詰まっていないというのがちょっとまずいかなと。2人一組でパトロールすることなのですが、パトロールはどのくらいの頻度であるのか、決められた時間もう車走りっ放ししているのか、2時間に1回ずつパトロールに出るのか、その辺をはっきりしてもらわないと実際、夜中回ってもみんな電気消していますので、余り意味ないのかなと思うのです。だから、その辺を先ほど安藤議員からも出ましたが、1日12万円になるということで車の

リース料やら何やらというと、金額はそのくらいかかってしまうのかなと思うのですが、そういう部分に関しても中身詰まっていなくて金額だけというのは、ちょっと私腑に落ちない部分あるのですが、その辺本当にわかっている限りどういうパトロール形式でやって、どのくらいかかるのかははっきりしてください。これ予算承認ですので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） それでは、お答え申し上げます。

概算という中で参考見積もりという形でとらさせていただきました。その内容を申し上げます。人件費として先ほど申し上げたとおり、午後4時から翌朝8時まで2名ということで実働として13時間、2名の方が巡回しています。あと、参考的には深夜時間の割り増しということで、あと通勤手当と含めまして人件費としては約3,000万円という参考見積もりいただいています。

そして、この見積もりにつきましては6月1日からということで304日間、その日にちを参考的にいただいております。304日の間の人件費として約3,000万円という見積もりいただいています。あと、そのほかに車両費として約150万円と三百ちょっとの日にちとして、参考的には見積もりいただいています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、パトロール頻度、1時間置きなのか、2時間置きなのか、どういう回り方するのか。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） パトロール頻度というのは、つまり1日のうちに13時間となっていますけれども、その中ではほとんどは巡回という形で回る形でおります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 13時間100%巡回に回っているということですが、これかなりやっぱり1人4万円くらいになるのですね。13時間深夜、夜通してですので、そのくらいになってしまうのかなと思うのですが、本来であれば町民の方がやっていただければ一番いいと思うのです。今まで消防には大分ご苦労かけて郡山から来たり、いわきから来たりして、町民がいない中留守を守ってもらっていたような状況がありましたが、消防も大変で今なかなか人を出れないような状況にあるのかなと思うのですが、今富岡町も帰町しましたので、帰町を呼び込む上でもやっぱり一番こういう施策が町民に消防とか、そういうところに出れば一番いいと思うのです。消防団に声かけてぜひ戻ってきてくださいよ、パトロールに参加してくださいよということであれば、雇用にもつながっていくわけですから、そういう部分で声かけをしたのかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

まず、今回のパトロール以外に、今町で考えておられますのが、町民の方、帰町した町民の方がパト

ロールできるような今現在予算は当初予算に計上して承認させていただいたところですが、今そういう町民参加型のパトロールと、日中だけになりますけれども、それを今実施に向けて検討中、調整中ということで、なるべく早く町民参加型の帰町した住民等の方が参加できるパトロールを今実施していきたいと考えております。なお、消防団のパトロールにつきましては、今現在18名ということで28年から継続した形で29年度実施していただいているところです。

また、消防団のパトロールについても常勤と非常勤という形で、今現在非常勤は週1回来てもらっていますけれども、その中でも目いっぱいご協力していただいている状況で、これ以上という形は厳しいという状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 消防団に関しては厳しいとなれば、それはそれで人がいないことにはどうにもならないので、しょうがないのかなと思うのですが、今昼間やっているパトロール、当然町民が戻ってきて昼間は消防団に関しては防犯とか防火とかいろんな部分ありますので、困難区域まで入っていていますので、事業としてはかなりすばらしい事業になっているのかなと思うのですが、そういう部分を見直して夜間とか、そういうところに持っていけるのであれば私は一番いいのかなと。あと住民参加型の昼間のパトロールと言っていました、昼間はもうそんなに私は要らないのかなと思うのです。逆に言ったら住民参加型、先ほど消防と言いましたが、町を挙げての住民参加型で夜もやればやっぱりそれも雇用につながるし、その辺で働いているよりははるかにいい給料取れるのかなと思いますので、ぜひそういうことを考えていただきたかったなと。

といいますのは、委託だと余り仕事として捉えてしまっているから、実際防犯になるのかということ赤ランプ回せるわけでも何でもないので、夜歩いてもそんなに防犯にはならないのかなと思うのです。そういう部分地理でも何でも知っている方がやっていただければ、一番防犯につながるのかなと思うのです。そういう部分でもう少し練っていただければありがたかったなと思うのですが、今回でなく今から何年も続くわけですので、今回十分練ってやっていただいた後にもう一回検討していただくような状況があればいいのかなと思いますので、説明は大半わかりました。13時間回りっ放しのパトロールなんていうのは当然できないと思いますので、その辺を十分練りながらやっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ありがとうございます。

夜間のパトロールにつきましては、今は警備会社だけで実施している状況ですので、今後住民参加型のパトロールは実施する予定でありますので、実施を踏まえて、あとパトロールの状況についてはその都度、その都度検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今回のこのパトロールですが、昼間の消防団、それから夜の委託の警備については、全く変わるものではありません。それに追加をしまして夜間の分のパトロール、これは帰還者のところを重点的にということで、より安全、安心というものを確保するために私が考えているものでございます。

それから、先ほど課長からお話がありましたけれども、これから昼間のパトロール、これらについては帰町した町民の方にお願ひしながら、やはり安心を確保するために、これらについても検討してまいりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて平成29年第4回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時46分）



上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 高 一

議 員 堀 本 典 明